

たつの市福祉避難所 設置基準及び運営マニュアル

平成 26 年 2 月

たつの市

第1章 平時における取り組み

第1節 福祉避難所の指定

(1) 福祉避難所の定義

福祉避難所とは、高齢者や障害者等、通常の避難所生活が困難である要配慮者等を対象に開設する避難所をいいます。

福祉避難所は、次に掲げる基準を満たす施設の中からあらかじめ指定することにより確保することを原則とし、おおむね小学校区に1か所以上の指定を目標とします。

なお、福祉避難所は災害時に必要に応じて開設される二次的避難所であり、最初から避難所として利用することはできません。

(2) 福祉避難所に指定する施設の基準

社会福祉事業を行う施設及び宿泊施設等のうち、次に掲げる基準を満たす施設とします。

- ア 原則として、土砂災害警戒区域外に位置すること
- イ 過去の浸水実績や浸水予測から判断し、避難者の安全な空間が確保されていること
- ウ 原則として、耐震・耐火構造の建築物であること
- エ 対象とする避難者の安全性が確保され、バリアフリー化されていること
- オ 避難者用スペースとして1人当たり4㎡以上が確保できることを目安とします。

(3) 福祉避難所の役割

- ア 福祉避難所は、高齢者、障害のある人、妊産婦など一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする要配慮者が安心して避難生活ができる体制を整備した避難所であるため、要配慮者の障害の状態や心身の健康状態等を考慮して、避難所での生活が困難と判断した場合は、必要性の高い人から優先的に福祉避難所へ移送します。
- イ 要配慮者は、精神的に不安定になることが考えられるため、介護等にあたる家族（原則1人）も受け入れます。
- ウ どの福祉避難所を開設するかは、災害の規模、発生場所、避難対象者等に応じて決めます。
- エ 避難者への最低限の生活支援は公平に行います。また、要配慮者の特別なニーズについては可能な限り対応します。
 - ①生活場所の提供
 - ②飲料水、食料、生活物資の提供
 - ③トイレなどの衛生的環境の提供
 - ④情報の提供、交換、収集
- オ 男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮し、プライバシー保護に努めます。

(4) 福祉避難所の対象者

身体等の状況や医療面でのケアの必要性から、介護保険施設や医療機関等へ入所又は入院するに至らない程度の方であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする方とし

ます。ただし、本人や家族の希望及び福祉避難所の受入可能人数等を考慮して、次に掲げる方を優先して避難させることとします。

ア 車いす利用者、視覚障害者及び介護を要する方等で、現に避難している避難所に段差があるなどにより、一人で移動することが困難な方

イ 障害の特性、認知症などにより、集団での避難生活を長期に継続することが著しく困難な方で、現に避難している避難所で対応が困難な方

なお、上記に該当するか否かは、通常の避難所に避難してきた方の中から、当該避難所に配置された行政職員等により、これを判断することを原則とします。また、対象者を介助する方は、対象者本人とともに福祉避難所に避難することができます（原則1人）が、要配慮者数には算入しないものとします。

（５）福祉避難所の指定手順

指定する福祉避難所の決定及び当該施設との協定締結については、事前に市が施設設置者管理者と十分調整のうえ行います。

第２節 福祉避難所の設置運営

（１）福祉避難所の設置、維持及び管理の方法

福祉避難所の設置、維持及び管理は、原則として職員の派遣若しくは施設設置者への委託により行います。

福祉避難所の委託について、市と福祉避難所指定施設設置者は、あらかじめ福祉避難所の指定に先立って福祉避難所の指定に関する協定を締結します。

上記、施設設置者への委託にかかる費用については、指定の際の協議に基づき、当該委託に要した経費について所要の実費を市が負担します。

第３節 福祉避難所の生活必需品、人材及び移送手段の確保

（１）生活必需品等の確保

福祉避難所に備えて置くべき物品については、要配慮者の特性から幅の広いものとなりますが、福祉避難所はあくまでも短期間の一時的避難場所の確保として捉え、多様な要配慮者の生活支援やニーズにあったものという２面性で考えます。飲料水・食料をはじめとする最低限の備蓄品を確保し、高齢者及び乳幼児の紙おむつや女性用生理用品などの日用品は要配慮者の特性から最低限の範囲となります。また、避難対象者の特徴・特性に基づいた生活用品を備蓄する必要があります。ハード面については、プライバシー空間の確保のためにも、パーテーションなどが必要となります。

《要配慮者に対応した食料・生活必需品等の例》

	一般	要配慮者対応
食料・水	アルファ化米、乾パン、ペットボトル水	ビスケット、おかゆ、粉ミルク、離乳食、栄養補助食品、疾病（アレルギー体質を含む。）に応じた食品等
生活必需品等	毛布、タオル、トイレットペーパー、懐中電灯、乾電池、ビニールシート、カイロ、清拭剤、マスク等	ほ乳瓶、紙おむつ（乳児用、大人用）、生理用品、ストーブ、車いす、マット、簡易ベッド等
その他	仮設トイレ	ポータブルトイレ

（２）人材の確保

福祉避難所における要配慮者の日常生活活動のニーズに対しては、ホームヘルパー等の介護職員が家族とともに対応にあたるため、市内の介護サービス提供事業者と協定を締結するなど、災害時において人的支援を得られるよう連携を図り、福祉避難所における介助員の確保に努めます。また、ボランティアや他避難者・家族などへ依頼し、見守りや簡単なケアについては積極的に協力してもらう体制も検討します。

（３）移送手段の確保

指定避難所から福祉避難所等への移送に関しては、原則、当該対象者の家族や地域支援者（自主防災組織、民生・児童委員協議会、消防団等）にお願いしますが、困難な場合には、福祉車両や民間タクシー等の活用も含め、要配慮者の状態に配慮した適切な移送手段の確保に努めます。

第４節 社会福祉施設、医療機関等との連携

（１）緊急一時入所等にかかる連携強化

福祉避難所は、福祉施設に入所するに至らない心身等の程度の方が対象となりますが、専門的なケアを要する障害者、難病患者、人工透析患者、傷病者、高齢者等については、専門施設への緊急一時入所等の対応を行う必要があります。また、医学的措置が必要と判断される場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに搬送することが必要となります。このため、社会福祉施設や医療機関等への連絡調整の窓口、要請系統も定めておきます。

第５節 福祉避難所運営体制の事前準備

（１）要配慮者支援班の事前設置等

ア 健康福祉部内の横断的な組織として、要配慮者支援班を設置します。

要配慮者支援班は、要配慮者の安否確認、移送、福祉避難所の開設・運営など要配慮者の避難支援業務を的確に実施します。

イ 災害時に福祉避難所の速やかな開設及び運営を行うことができるよう、あらかじめ福祉避難所担当職員と連携を図るなどの体制を整えておきます。

第2章 災害時における取り組み

第1節 福祉避難所の開設

(1) 福祉避難所の開設及び要配慮者の受け入れ

ア 市は、災害が発生した場合で、指定避難所に避難してきた方の中に福祉避難所の対象となる方がおられ、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、利用できる施設の中から福祉避難所を開設します。

社会福祉施設等協定締結施設に対しては、開設要請書（様式1）により福祉避難所の開設を要請します。

イ 受け入れ体制が整い次第、福祉避難所の対象となる高齢者、障害のある方、妊産婦など特別な配慮を必要とする方を受け入れます。

ウ 受け入れスペースは、避難者一人当たりの面積を概ね4㎡とします。

(2) 福祉避難所の開設期間

災害救助法に基づく福祉避難所を設置した場合の福祉避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から最大限7日以内とします。しかし、市内全域が被害を受けたような大災害の場合で、やむを得ず7日間の期間内で避難所を閉鎖することが困難なときは、事前に厚生労働省と協議し必要最小限の期間を延長します。

第2節 福祉避難所の運営体制の整備

(1) 福祉避難所担当職員の配置及び要支援者班の設置

ア 市が福祉避難所を開設したときは、福祉避難所担当職員又は施設設置者が、避難所の管理運営にあたります。当初は24時間対応が必要な場合も考えられるため、福祉避難所担当職員等の交代要員を確保します。大規模災害発生当初は、福祉避難所に派遣する職員を確保できない場合があるため、施設管理者等の協力を得て対応を図ります。

イ 市は、福祉関係者、避難支援者等の協力を得て、福祉避難所の要支援者班に従事する者の確保に努めます。

ウ 要支援者班は、災害時要配慮者からの相談等に対応するとともに、専門的な人材（介護職員、手話通訳者等）の応援派遣、マット等の物資・備品の提供など福祉避難所では対応できないニーズについては、市の福祉班に迅速に要請します。

第3節 福祉避難所の運営

(1) 名簿の作成・管理

ア 福祉避難所に避難している要配慮者の状況等を把握するため、避難者名簿（別紙）を作成し、随時更新します。

イ 避難者に退所があるときは、可能な限り退所先を確認して記録します。

ウ 毎日、名簿の整理及び集計を行い、福祉避難所被害状況報告書（様式2）に集計結果を記入して、災害対策本部へ報告します。

エ 避難者が公開を希望する場合は、避難者名簿の住所と氏名を福祉避難所受付窓口に掲示します。

(2) 食料・飲料水等の配給

ア 食料・飲料水の配給は、公平性の確保に最大限配慮して行います。また、やわらかい食事など、特別な要望については、可能な限り対処します。

イ 食料等に不足がある場合は、不足する内容及び数量等を取りまとめて、食料等供給依頼書（様式3）に記入し、災害対策本部へ提出します。

ウ 依頼した食料等が搬送された場合は、食料等供給依頼書（様式3）に受領日時を記入し、食料等を受け取り、種類別に保管場所へ保管します。

エ 福祉避難所に搬送された食料等については、食料等受払簿（様式4）に記入します。

オ 食料等の要請に当たっては、必要な食料等を的確に把握し、余剰食料等が発生しないよう注意します。

(3) 専門的な人材・ボランティア等の支援

ア 専門的な人材・ボランティア等に不足がある場合は、不足する職種、人数及び活動内容等を取りまとめ、人的支援依頼票（様式5-1）に記入し、災害対策本部へ提出します。

イ 依頼した専門的な人材等が配置された場合は、人的支援依頼票（様式5-1）に配置日時を記入し、福祉避難所の運営を支援します。

ウ 災害対策本部は、専門的な人材等に不足がある場合は、不足する職種、人数及び活動内容等を取りまとめ、人的支援要請書（様式5-2）に記入し、災害時における福祉避難所へのヘルパー等派遣に関する協定締結者へ提出し支援要請します。

エ 依頼した専門的な人材等が配置された場合は、人的支援要請書（様式5-1）に配置日時を記入し福祉避難所の運営を支援します。

オ 専門的な人材・ボランティア等の依頼にあたっては、必要な職種及び人員等を的確に把握し、余剰人材等が発生しないように注意します。

(4) その他の必要なもの

ア その他必要となるものがある場合は、必要となる品名、内容及び数量等を取りまとめ、食料等供給依頼書（様式3）に記入し災害対策本部へ提出します。

イ 依頼したものが搬送された場合は、食料等供給依頼書（様式3）に受領日時を記入し、依頼したものを受け取り保管場所に保管します。

ウ 搬送された依頼したものについては必要に応じ、食料等受払簿（様式4）に記入します。

(5) トイレに関する対応

ア 仮設トイレ等を所定の場所に設置します。

イ トイレ使用についての注意事項を福祉避難所内トイレ及び仮設トイレそれぞれに貼り出し、避難所への周知徹底を図ります。

ウ 施設内トイレ・仮設トイレなどの清掃、手洗い消毒液の交換などの衛生管理は、毎日行いますが、避難者の中で手伝える人がいれば協力を依頼します。

(6) ごみに関する対応

ア 施設管理者と協議の上、ごみの集積所を指定し、張り紙などにより避難者へ周知徹底を図ります。

イ ごみは、避難者各自が可燃・不燃ごみなどに分別し、所定の場所へ整然と置くよう指示します。

ウ ごみ集積場は、屋外の直射日光が当たらない場所を選びます。

(7) 防疫に関する対応

ア 食中毒や風邪等の感染症が流行しないように、避難者等に協力を得て、ごみ処理や防疫に注意します。

イ 手洗いを励行します。

ウ 風呂の利用について周知します。

エ 生活用水が確保できる場合は、洗濯場や洗濯物干し場を確保します。

オ 風邪や下痢など体調を崩している人の有無を把握します。

(ア) 生活用水の確保

飲料水の安定的な供給ができる場合は、トイレ・手洗い・洗顔・洗髪・洗濯などの生活用水の確保に努めます。

(イ) 手洗いの励行

①手洗い所には、消毒液を配置します。

②消毒液・トイレットペーパーを確保します。

(ウ) 食器の取扱い

衛生確保の観点から、食器はできるだけ使い捨てとします。

(8) 避難施設内の清掃・整理整頓

福祉避難所内の共有スペースなどの清掃は、避難者の中で手伝える人がいれば協力を依頼します。

(9) 電話の問い合わせや避難者の呼び出し

ア 外部からの電話の問い合わせによる他の避難者への迷惑を最小限におさえるために、呼出しなどは時間を決めて行います。

イ 電話で問い合わせがあった時は、避難者名簿と照合します。

ウ 福祉避難所内の電話は受信専用とし、避難者の発信用電話は特設公衆電話とします。

エ 呼出しは、放送及び掲示により伝言し、折り返し避難者の方から連絡をとる方法を原則とし、受信状態のまま呼出しをしないようにします。

(10) 生活情報の提供

ア 求められる様々な情報について手分けして情報を収集し、掲示板など多様な手段で提供します。

(ア) 避難者の必要とする情報

- ①被害・安否情報
- ②医療・救護情報
- ③余震・天候情報
- ④生活物資情報
- ⑤ライフライン及び交通機関の復旧情報
- ⑥生活再建情報
- ⑦長期受け入れ施設に関する情報

(イ) 情報の収集方法

- ①災害対策本部からの情報や、公開されている情報を収集します。
- ②テレビ・ラジオ・新聞などの情報を収集します。

(ウ) 情報の周知

- ①収集した情報を整理し、必要な情報を明示して、掲示板や放送等あらゆる手段を用いて提供します。
- ②掲示板には、被災者同士が情報交換できる「伝言板コーナー」を設置します。
- ③不要となった情報も記録・整理して保管します。

第4節 福祉避難所における要配慮者の支援

(1) 要配慮者の支援

ア 要支援者班と協力して、要配慮者の健康状態、必要なサービスの状況などを把握します。

イ 福祉避難所において、障害者や高齢者などが生活する上での障害をできる限り取り除き、避難所の環境整備に努めます。

ウ 福祉避難所では、要配慮者それぞれの配慮事項に応じた対応を図ります。

(ア) 高齢者

- ①避難生活で活動力が低下すると寝たきり状態になりやすいので、健康状態に十分配慮し、可能な限り運動のできる場所を確保します。
- ②認知症高齢者は、生活環境の変化で問題行動が出現しやすいので、生活指導等を行い精神的な安定を図ります。
- ③トイレに近い場所に避難スペースを設け、おむつをしている人のためにおむつ交換の場所を確保します。

(イ) 視覚障害者

- ①避難所のトイレや配給場所、状況の変化などを適切に伝えます。
- ②放送やハンドマイク等を使用し、最新の情報を確実に伝えます。

(ウ) 聴覚障害者

- ①伝達事項は、紙に書いて知らせます。

②掲示板等を使用し、場所や使用方法、状況の変化、最新の情報を適切かつ確実に伝えます。

③手話通訳者等を派遣します。

(エ) 肢体不自由者

①車いすが通れる幅を確保します。

(オ) 内部障害者

①医療機材の消毒や交換のため、清潔な治療スペースを設けます。

②医療機関等の協力により巡回診療を行います。

(カ) 知的障害者

①環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、気持ちを落ち着かせるよう配慮します。

(キ) 精神障害者

①孤立してしまうことがないように、知人等と一緒に生活できるよう配慮します。

(ク) 乳幼児

①退行現象、夜泣き、不眠などの症状に留意し、精神的安定が図られるよう配慮します。

②乳児に対して、ミルクの湯、哺乳瓶の清潔、沐浴の手だての確保等に留意します。

(2) 福祉サービスの提供

ア 要配慮者が災害発生前に受けていた福祉サービスや医療を、災害後も継続的に受けることができるよう対応を図ることが重要であるため、福祉サービス事業者等と連携を図り、避難している要配慮者に対して必要な福祉サービスを提供します。

イ 福祉避難所におけるホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービス等の提供は福祉各法による実施を想定しています。

(3) 相談窓口の設置等

要配慮者特有の相談に対応するため、専門職による相談窓口の設置や避難所巡回等を行います。

(4) 緊急入所等の実施

ア 福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者について、緊急入所、緊急ショートステイ等により適切に対応します。

イ 要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は医療機関に移送します。

(5) ボランティアの受け入れ

ア 避難施設運営状況から判断し、ボランティアの派遣の人員数や活動内容についてボランティアセンターに要請します。

イ ボランティアの分担する仕事は、避難施設生活に関する仕事の支援とし、的確にボランティアの配備を行います。

- (ア) 要配慮者介護、看護活動の補助
- (イ) 清掃及び防疫活動への応援
- (ウ) 災害応急対策物資、資機材の輸送及び配分活動への協力
- (エ) 手話・筆談・外国語などの情報伝達への支援協力
- (オ) その他、危険を伴わない軽易な作業への協力

第5節 福祉避難所の解除

(1) 福祉避難所の統廃合、撤収、解除

- ア 福祉避難所の利用が長期化し、避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合は、避難所の統廃合を図ります。
- イ 福祉避難所の統廃合についての理解と協力を求めるため、避難している要配慮者及びその家族に十分に説明します。
- ウ 避難している要配慮者が撤収し、福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い福祉避難所としての指定を解除します。

(2) 福祉避難所の設置・運営、人的支援等に要した費用の請求

- ア 福祉避難所の設置・運営、人的支援等に要した費用については、市が負担します。
- イ 請求は、設置・運営等に要した費用に関する届出書（様式6-1）、人的支援に要した費用に関する届出書（様式6-2）を提出するものとします。

(様式1)

福祉避難所 開設要請書

災害発生時における福祉避難所の指定に関する協定書に基づき、災害時における福祉避難所の開設として、下記のとおり要請します。なお、利用者等に変動が生じたときは、その都度文書又は口頭により通知します。

記

開設場所			
開設日時	年	月	日 時
開設期間	年	月	日 時から 年 月 日 時まで
利用対象者	要配慮者	名	
	家族又は介護者	名	
	対象者	別紙名簿のとおり	
その他			

(別紙)

福祉避難所利用対象者リスト

No.	対象者氏名	住 所	生年月日	性別	心身の状況	緊急連絡先	介護者氏名	住 所	本人との続柄
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

(様式2)

福祉避難所 被害状況報告書

福祉避難所名	TEL :			FAX :			
報告日時	年	月	日	時			
発信者職氏名							
受信者職氏名							
避難者	現在数 (A)	前日数 (B)		差引 (A-B)			
	世帯数	世帯	世帯	世帯			
	人数	名	名	名			
状況	運 営	相談窓口	設置済み	未設置			
	設 備	建 物	異常なし ()				
		電 気	異常なし	停 電			
		水 道	異常なし	断 水			
		電 話	異常なし	不 通			
		そ の 他					
	地 域	土砂崩れ	あり	なし	未確認		
		浸 水	あり	なし	未確認		
		道 路	通行可	片側通行可	通行不可		
		そ の 他					
連絡事項 (対応状況、要求事項など)							
対処すべき事項 (避難者の健康状況、避難所の生活環境、雰囲気など)							

福祉避難所 → 災害対策本部

(様式3)

福祉避難所 食料等供給依頼書

福祉避難所名	TEL :				FAX :			
報告日時	年		月		日		時	
発信者職氏名								
依 頼	避難者用食料			食	うち、柔らかいもの		食	
				食	うち、柔らかいもの		食	
				食	うち、柔らかいもの		食	
				食	うち、柔らかいもの		食	
	計			食	うち、柔らかいもの		食	
特記事項								

災害対策本部処理

報告日時	年		月		日		時	
発信者職氏名								
処 理	避難者用食料			食	うち、柔らかいもの		食	
				食	うち、柔らかいもの		食	
				食	うち、柔らかいもの		食	
				食	うち、柔らかいもの		食	
	計			食	うち、柔らかいもの		食	
特記事項								
福祉避難所（保管）								

(様式 4)

福祉避難所 食料等受払簿

福祉避難所名						
受け入れ			払い出し			在庫数
月日	品名	数量	月日	品名	数量	

福祉避難所 → 災害対策本部

(様式5-1)

福祉避難所 人的支援依頼書

福祉避難所名	TEL :	FAX :
福祉避難所名	TEL :	FAX :
報告日時	年 月 日 時	
発信者職氏名		
依 頼	依頼内容職種・人数	配置日時
	<input type="checkbox"/> 看護師 (人)	月 日 () 午前・午後 時 分
	<input type="checkbox"/> 保健師 (人)	月 日 () 午前・午後 時 分
	<input type="checkbox"/> 介護士 (人)	月 日 () 午前・午後 時 分
	<input type="checkbox"/> 手話通訳者 (人)	月 日 () 午前・午後 時 分
	<input type="checkbox"/> ボランティア (人)	月 日 () 午前・午後 時 分
	<input type="checkbox"/> その他 (人)	月 日 () 午前・午後 時 分
特記事項		

災害対策本部処理

受信者職氏名		
依 頼	依頼内容職種・人数	配置日時
	<input type="checkbox"/> 看護師 (人)	月 日 () 午前・午後 時 分
	<input type="checkbox"/> 保健師 (人)	月 日 () 午前・午後 時 分
	<input type="checkbox"/> 介護士 (人)	月 日 () 午前・午後 時 分
	<input type="checkbox"/> 手話通訳者 (人)	月 日 () 午前・午後 時 分
	<input type="checkbox"/> ボランティア (人)	月 日 () 午前・午後 時 分
	<input type="checkbox"/> その他 (人)	月 日 () 午前・午後 時 分
特記事項		

災害対策本部 → 人的支援協定者

(様式5-2)

福祉避難所 人的支援要請書

福祉避難所における人的支援に関する協定書に基づき、介護職員等の派遣について下記のとおり要請します。

記

要 請 先	TEL :		FAX :	
福祉避難所名	TEL :		FAX :	
依 頼 日 時	年	月	日	時
発信者職氏名				
依 頼	依頼内容職種・人数		配置日時	
	<input type="checkbox"/> 看護師	() 人	月 日 ()	午前・午後 時 分
	<input type="checkbox"/> 保健師	() 人	月 日 ()	午前・午後 時 分
	<input type="checkbox"/> 介護士	() 人	月 日 ()	午前・午後 時 分
	<input type="checkbox"/> 手話通訳者	() 人	月 日 ()	午前・午後 時 分
	<input type="checkbox"/> ボランティア	() 人	月 日 ()	午前・午後 時 分
	<input type="checkbox"/> その他	() 人	月 日 ()	午前・午後 時 分
特記事項				

人的支援協定者 → 災害対策本部

受信者職氏名	TEL :		FAX :	
手 配	依頼内容職種・人数		配置日時	
	<input type="checkbox"/> 看護師	() 人	月 日 ()	午前・午後 時 分
	<input type="checkbox"/> 保健師	() 人	月 日 ()	午前・午後 時 分
	<input type="checkbox"/> 介護士	() 人	月 日 ()	午前・午後 時 分
	<input type="checkbox"/> 手話通訳者	() 人	月 日 ()	午前・午後 時 分
	<input type="checkbox"/> ボランティア	() 人	月 日 ()	午前・午後 時 分
	<input type="checkbox"/> その他	() 人	月 日 ()	午前・午後 時 分
特記事項				

(様式6-1)

福祉避難所 設置・運営等に要した費用に関する届出書

災害発生時における福祉避難所の設置・運営等に要した経費として、下記のとおり届け出ます。

記

福祉避難所名				
項目	品名等	数量	単価	金額
合 計				

たつの市長 様

上記のとおり届け出ます。

平成 年 月 日

所在地
 名称
 代表者氏名

印

福祉避難所 → 災害対策本部

(様式6-2)

福祉避難所 人的支援に要した費用に関する届出書

災害発生時における福祉避難所の人的支援に要した経費として、下記のとおり届け出ます。

記

福祉避難所名				
	内 容	数 量	単 価	金 額
	合 計			

たつの市長 様

上記のとおり届け出ます。

平成 年 月 日

所在地
名称
代表者氏名

印

福祉避難所（抜粋）

福祉避難所とは

高齢者や障害者等、通常の避難所生活が困難である要配慮者等を対象に開設する避難所をいいます。

福祉避難所の指定

おおむね小学校区に1か所以上の指定を目標とします。

ただし、福祉避難所は災害時に必要に応じて開設される二次的避難所であり、最初から避難所として利用することはできません。

指定要件

- 原則として、土砂災害警戒区域外に位置する
- 過去の浸水実績・予測から判断し、避難者の安全な空間が確保されている
- 原則として、耐震・耐火構造の建築物である
- 対象とする避難者の安全性が確保され、バリアフリー化されている
- 避難者用スペースとして1人当たり4㎡以上を目安とします。

福祉避難所の役割

- 福祉避難所は、高齢者、障害のある人、妊産婦など一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする要配慮者が安心して避難生活ができる体制を整備した避難所であるため、要配慮者の障害の状態や心身の健康状態等を考慮して、避難所での生活が困難と判断した場合は、必要性の高い人から優先的に福祉避難所へ移送します。
- 要配慮者は、精神的に不安定になることが考えられるため、介護等にあたる家族（原則1人）も受け入れます。
- どの福祉避難所を開設するかは、災害の規模、発生場所、避難対象者等に応じて決めます。

福祉避難所の対象者

身体等の状況や医療面から介護保険施設や医療機関等へ入所又は入院するに至らない程度の方であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする方とします。ただし、本人や家族の希望及び福祉避難所の受入可能人数等を考慮して、次に掲げる方を優先して避難させることとします。

- 車いす利用者、視覚障害者及び介護を要する方等で、現に避難している避難所に段差があるなどにより、一人で移動することが困難な方
- 障害の特性、認知症などにより、集団での避難生活を長期に継続することが著しく困難な方で、現に避難している避難所で対応が困難な方

なお、上記に該当するか否かは、通常の避難所に避難してきた方の中から、当該避難所に配置された行政職員等により判断することを原則とします。

福祉避難所への移送

原則、当該対象者の家族や地域支援者（自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等）にお願いしますが、困難な場合には、福祉車両や民間タクシー等の活用も含め、要配慮者の状態に配慮した適切な移送手段の確保に努めます。